平成２８年（フ）第７３号
岡山市中区倉益130番地の22
破産者　有限会社ヨネザワ建設工業
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５２号
岡山市南区大福366番地12
破産者　葛西　準一
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２９号
岡山県玉野市東高崎24番地159
破産者　大嶋　清子
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３５２号
岡山市北区西古松１丁目18番８号　大元マンション602
破産者　竹元　厚子（開始決定時の姓陶山）
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８４４号
千葉県浦安市富岡３丁目３番Ｆ―716号
破産者　髙栁　貴子
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３２５号
千葉県市原市門前１丁目97番地１
破産者　中里　美幸
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３６９号
千葉市中央区星久喜町896番地
破産者　松橋　輝之
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４２６号
千葉県船橋市芝山１丁目36番１―406号
破産者　山本　陽子（旧姓豊島・後藤）
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４３７号
千葉県市川市下新宿17番１―105号（フローラ市川）
破産者　猪爪　佑太
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２３６号
埼玉県所沢市東所沢和田１丁目３番地10
破産者　株式会社サニープレイス
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５８５号
埼玉県狭山市水野147番75
破産者　株式会社対馬工務店
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３１８号
横浜市保土ケ谷区川島町1404番地　くぬぎ台団地４－４棟203号、申立時の住所千葉市花見川区さつきが丘１―34―14―104
破産者　横井ひろ子
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８６５号
千葉市花見川区花園町1545番地１　第二篠田ハイツ103号
破産者　寺下　　正
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２６６号
千葉市稲毛区稲毛東６丁目21番４号　テオドール102号
破産者　藤原　成寿
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２９６号
千葉県習志野市香澄１丁目５番１―205号
破産者　江上　由紀
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５７９号
福岡市中央区赤坂３丁目２番９―102号
破産者　株式会社Ｇｌａｎｚ
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１９４号
川崎市宮前区宮崎171番地３
破産者　株式会社邦和
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６３７号
川崎市中原区新城１丁目８番３号
破産者　株式会社システムリース
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１７１５号
愛知県小牧市小木東１丁目238番地
破産者　有限会社五鈴化成工業所
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３２８９号
大阪市都島区善源寺町２丁目８番26号
破産者　有限会社ナニワ通信設備
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６２４号
大阪府枚方市藤阪天神町18番４号
破産者　有限会社ノルディック
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４２４号
大阪府摂津市一津屋３丁目22番11号、商業登記簿上の本店所在地大阪府高槻市安岡寺町１丁目３番４号
破産者　エビスベーカリー株式会社
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部